

## パブリックコメントに基づく

### 「伊賀市行財政改革大綱の策定に関する答申(中間案)」の修正点

パブリックコメントにおいて提出いただいたご意見について、第10回伊賀市行財政改革推進委員会における審議の結果、「伊賀市行財政改革大綱の策定に関する答申(中間案)」の下記部分について、記述を修正しました。

No.	該当箇所	修正前	修正後
1	P 2 上から7行目	NPO(民間非営利法人)等	市民活動団体等
2	P 3 上から15行目	仕組み	しくみ
3	P 4 【語句説明】	2を挿入し以下の番号を繰り下げ	2 市民活動団体 この答申の中における市民活動団体とは、住民自治協議会及びNPO、ボランティア団体を言う。
4	P 4 【語句説明】	P 1 1から移動し、語句を修正のうえ 4に挿入、以下の番号を繰り下げ 語句修正前の記載は下記のとおり  4 NPO(民間非営利法人) 福祉、環境、国際協力などの社会的な課題に市民が主体的に取り組んでいる民間の法人をいう。非営利とは「無償」という意味で事業活動を行うことではなく、利益を団体の構成員間で分配しないことを意味している。	4 NPO(民間非営利組織) 福祉、環境、国際協力などの社会的な課題に市民が主体的に取り組んでいる民間の組織をいう。非営利とは「無償」という意味で事業活動を行うことではなく、利益を団体の構成員間で分配しないことを意味している。
5	P 5 下から4行目	いっそうの	一層の
6	P 5 下から2行目	・・・表れたかなどについて客観的に評価・検証することにより、より効果的な・・・	・・・表れたかなどの客観的な評価・検証を通じて、より効果的な・・・
7	P 6 下から14行目	・・・応えるため、「伊賀市総合計画」や「財政計画」の策定を通じ、独	・・・応えるため、市は「伊賀市総合計画」や「財政計画」の策定を

		自の政策形成を図り、それらを実現していくために必要な政策形成ができる職員・・・	通じ、独自の政策形成を図り、その実現に向けて迅速に行動できる職員・・・
8	P 7 下から 1 5 行 目	自治基本条例の基本方針の表現との整合を図るため、順序と表現を修正 市民の権利・役割の明確化 目標を定めた計画的な改革	目標を定めた計画的な改革 補完性の原則に基づく改革
9	P 9 上から 1 3 行 目	多様な団体で	多様な主体で
10	P 9 上から 1 3 行 目から 1 4 行目	住民自治協議会及びNPO（民間非営利法人）などの市民活動団体を育成支援・・・	市民活動団体を育成支援・・・
11	P 9 上から 1 6 行 目	・・・審議会における市民の参加が規定しておりますが、・・・	・・・審議会における市民の参加を規定しておりますが、・・・
12	P 9 上から 1 8 行 目	仕組みづくり	しくみづくり
13	P 9 上から 2 2 行 目	自治会組織、NPO、ボランティア団体、企業、各種市民団体などの・・・	自治会、市民活動団体や企業などの・・・
14	P 1 1 【語句説明】	1 NPOに関する説明をP 4 に移動、以下の番号を繰り上げ	削除
15	P 1 3 上から 1 1 行目	活力を生かすことによる	活力を活かすことによる
16	P 1 7 下から 1 5 行目	住民生活に	市民生活に
17	P 2 3 上から 1 0 行目	市は住民に・・・	市は市民に・・・
18	P 2 6 下から 2 行 目	取り組み	取組